


お問い合わせは、下記フリーダイヤルまたは三菱UFJ信託銀行の窓口まで


つなげる とうしん  
 **0120-2706-04**

ご利用時間／平日 9:00～17:00(土・日・祝日等を除く)

ホームページでもくわしくご案内しています

[www.tr.mufg.jp](http://www.tr.mufg.jp) もしくは

商号等 三菱UFJ信託銀行株式会社  
登録金融機関 関東財務局長(登金)第33号  
加入協会 日本証券業協会  
一般社団法人金融先物取引業協会  
一般社団法人日本投資顧問業協会

PETER RABBIT<sup>TM</sup>  
  
BEATRIX POTTER<sup>TM</sup> © Frederick Warne & Co., 2024.  
Frederick Warne & Co. is the owner of all rights, copyrights and  
trademarks in the Beatrix Potter character names and illustrations.  
Licensed by Frederick Warne & Co. Ltd. All Rights Reserved.

このパンフレットは地球環境を考え、  
植物油インキを使用しています。



三菱UFJ信託銀行の

つなげる  とうしん

生前贈与型 / 資産承継型



 **MUFG**

三菱UFJ信託銀行



# ご家族の大切なご資産を、世代をつなぐ**長期運用**で守っていきませんか？

これからご資産を渡す方、受けとる方にはこんなお悩みが…

**お悩み**

家族が将来困らないように資産を渡しておきたいけれど、どのような方法があるかな…

今から無理のない範囲で贈与する方法がありますよ。

将来に役立ててほしいな。すぐに使われてしまわないかな…

そのようなご心配がある場合は、**渡した資金を運用してもらう方法**があります。

つなげるとうしん **生前贈与型** わたしてふやす

**お悩み**

将来のために投資を始めたいが、どのような方法がいいか分からない…

つみたて投資など、少しずつ始めるのはどうでしょうか。

今の収入では投資に回せるお金がないわ…

そのようなご心配がある場合は、**贈与された資金で運用を始める方法**があります。

つなげるとうしん **生前贈与型** わたしてふやす

**お悩み**

投資を始めたいけど、年齢が気になっているの。今から始めても大丈夫かしら…

長期投資ができる仕組みを利用することで、年齢を気にせずに投資を始めることができますよ。

本当に私の年齢で長期投資が可能かしら…

そのようなご心配がある場合は、**次世代にもそのまま運用を続けてもらう方法**があります。

つなげるとうしん **資産承継型** ふやしてわたす

**お悩み**

両親に万一のことがあった時に、相続手続きが大変そうで心配…

ご両親に予め承継方法を決めてもらうと、相続手続きの負担を軽減できますよ。

親に遺言を作成してもらうとか、手続きも複雑で大変そうだな…

そのようなご心配がある場合は、**投資信託のみとなりますが、簡単に承継方法を決めておく方法**があります。

つなげるとうしん **資産承継型** ふやしてわたす

## 三菱UFJ信託銀行では、2つの方法により“世代をつなぐ長期運用”が可能です！

**つなげるとうしん 生前贈与型**

- つみたて投資で**安定運用を実現**できる
- 低コストの「**つみたてシリーズ**」が購入できる\*
- 早期に次世代へ**資産移転**をすることができる

生前贈与型について、くわしくは **P.3** へ

わたしてふやす

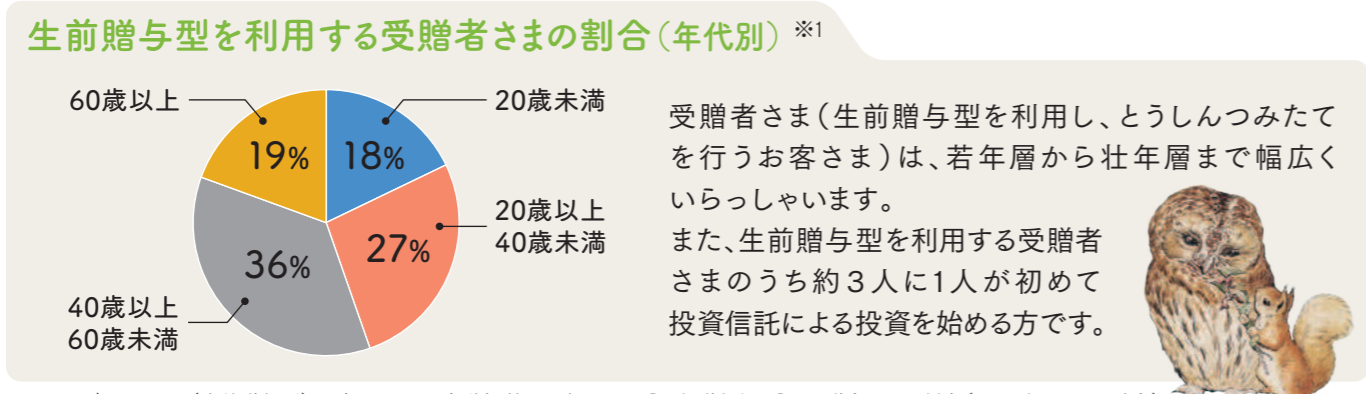
※ P4の“②「とうしんつみたて」(投資信託積立サービス)について”に記載の対象ファンド欄\*2をご覧ください。

**つなげるとうしん 資産承継型**

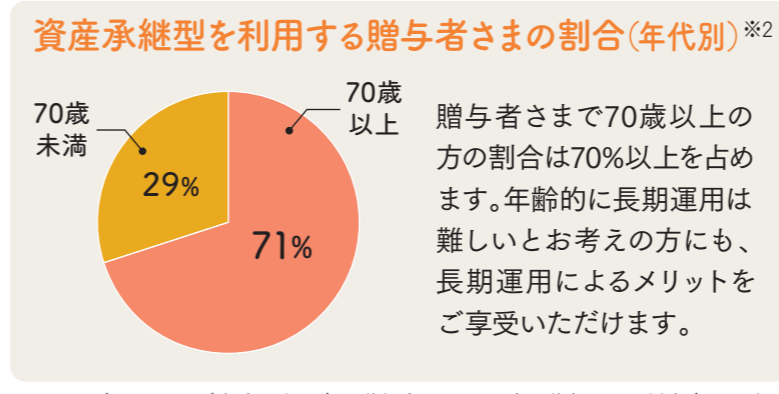
- 名義変更により運用が**長期継続**できる
- 承継手続きが**スムーズ**にできる
- 承継者を**予め決める**ことができる

資産承継型について、くわしくは **P.5** へ

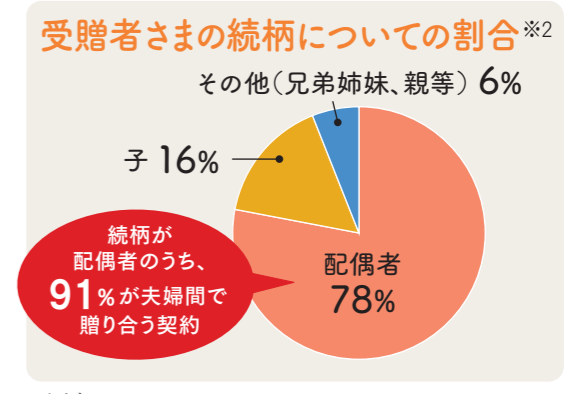
ふやしてわたす



※1 つなげるとうしん(生前贈与型)のご利用により自動振替が登録された [暦年贈与信託]の受贈者さまが対象(2024年1月19日時点)



※2 つなげるとうしん(資産承継型)の贈与者さまおよび受贈者さまが対象(2024年1月31日時点)





生前より大切なご資産を次世代へつなぎ、長期運用によって守ることができます。



本コースのメリット

つみたて投資で  
安定運用を実現

値動きや購入タイミングに  
悩まされず、安定した  
運用成果を期待できます

低コストの  
「つみたてシリーズ」が  
購入可能

NISAつみたて投資枠対象商品として  
金融庁の基準(コスト水準等)を  
満たした『つみたてシリーズ』が  
購入でき\*、長期の資産形成が  
効率よくできます

早期に次世代へ  
資産移転をすることが  
できる

[暦年贈与信託]を利用し、  
生前贈与が簡単・確実に行えます。  
\* [暦年贈与信託]の最低受託金額は  
500万円となります。  
\* 詳しくは[暦年贈与信託]のパンフ  
レットをご確認ください。

※ P4の②「とうしんつみたて」(投資信託積立サービス)についてに記載の対象ファンド欄\*2をご覧ください。

仕組み図

[暦年贈与信託]を利用し、毎年100万円を贈与した場合



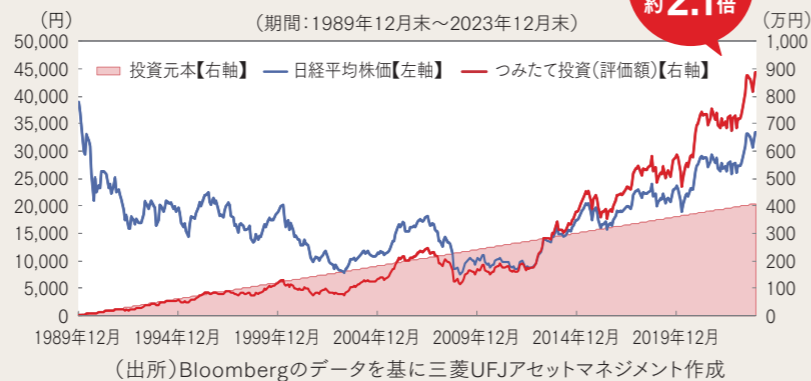
管理手数料

◎**無料** ご契約時やご契約後の管理手数料は無料です。

つみたて投資による時間分散の運用に与える効果

日経平均株価のバブル期最高値から  
毎月1万円ずつ積立投資をするケース

日経平均株価は、1989年12月に3万8915円を付けた後、大きく下落して長期低迷を続け、そこから値を戻してきましたが、2023年12月末時点でも引き続き3万8915円を下回っています。しかし、1989年末から毎月つみたて投資をしたとすると、2023年12月末時点で資産は累計投資額より約2.1倍増えていた計算になります。このように、時間分散を活用することで大きな運用成果を期待することができます。



※上記は、毎月末1万円をつみたて投資(最終月末を除く)したと仮定して試算しており、表示桁未満は四捨五入して表示しています。  
※日経平均株価は、小数点以下切り捨てで表示しています。また、実際には日経平均株価を直接買付けることはできません。  
※上記はシミュレーションであり、実際の運用とは異なります。したがって、将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。また、税金・手数料等を考慮していません。  
※上記に係る指数注記に関してはP10をご覧ください。

商品概要

サービス名	つなげるとうしん(生前贈与型)																													
サービスの内容	以下2つの仕組みを組み合わせたサービスです。 ①特約付き金銭信託[暦年贈与信託]口座から投資信託振替決済口座への振替 ②「とうしんつみたて」(投資信託積立サービス)																													
本サービスの利用料	本サービスのご利用にあたり、利用開始時・利用中・利用終了時いずれの時点でも手数料は発生いたしません。なお、[暦年贈与信託]や投資信託購入にかかる費用については、各商品のパンフレット等をご確認ください。																													
①特約付き金銭信託[暦年贈与信託]口座から投資信託振替決済口座への振替について																														
仕組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>●受贈者さまの[暦年贈与信託](初回振替日時時点で、満期到来前の契約に限り)から毎月ご指定の金額を引落とし、受贈者さまの投資信託振替決済口座へ同額を入金いたします。</li> <li>●毎月の引落しは自動で行いますので、通帳および支払請求書のご提出は不要です。</li> <li>●本サービスを利用し自動振替を行う場合は、受贈者さまが受益権を取得した日から7年未満であっても、金銭信託の解約手数料はかかりません。</li> </ul>																													
振替金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>●1万円以上1,000円単位</li> <li>●振替当日の残高が振替金額に満たない場合、その月の引落しは行いません。</li> </ul>																													
振替日	<ul style="list-style-type: none"> <li>●任意の日付をご指定いただけます。</li> <li>●振替日が当社の休業日に当たる場合は、前営業日に引落しを行います。</li> <li>●29日~31日をご指定いただいた場合で、応当日がない月は、月末営業日を振替日といたします。</li> </ul>																													
振替の終了について	<ul style="list-style-type: none"> <li>●受贈者さまが当社所定の書面を当社に提出することで、振替を終了することができます。</li> <li>●毎年1月末、7月末の時点で、直近半年間一度もとうしんつみたてでの投資信託購入がなされていない場合、当社の判断で、本振替契約を終了することがあります。</li> <li>●受贈者さまの[暦年贈与信託](金銭信託)の満期が到来した場合は、振替手続は行われません。</li> </ul>																													
その他	●[暦年贈与信託]のパンフレットおよび信託約款をご確認ください。																													
②「とうしんつみたて」(投資信託積立サービス)について																														
仕組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>●毎月受贈者さまがあらかじめ指定した金額を、引落指定口座から引落とし、受贈者さまが指定する投資信託銘柄の購入手続きを行います。</li> </ul>																													
対象ファンド	<ul style="list-style-type: none"> <li>●当社取扱いファンド全て(販売停止中のファンドを除きます)但し、窓口でのお申し込みの場合、対象ファンドに一部制限がございます。くわしくは、お取扱い店にてご確認ください。</li> </ul> <p style="text-align: right;">つみたてシリーズは購入時手数料(税込)が0%です</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>カテゴリ</th> <th>銘柄名</th> <th>信託報酬(税込)*1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">国内株式</td> <td>つみたて日本株式(日経平均)</td> <td>0.1980%</td> </tr> <tr> <td>つみたて日本株式(TOPIX)</td> <td>0.1980%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">海外株式</td> <td>つみたて米国株式(S&amp;P500)</td> <td>0.220%</td> </tr> <tr> <td>つみたて先進国株式</td> <td>0.220%</td> </tr> <tr> <td>つみたて先進国株式(為替ヘッジあり)</td> <td>0.220%</td> </tr> </tbody> </table>	カテゴリ	銘柄名	信託報酬(税込)*1	国内株式	つみたて日本株式(日経平均)	0.1980%	つみたて日本株式(TOPIX)	0.1980%	海外株式	つみたて米国株式(S&P500)	0.220%	つみたて先進国株式	0.220%	つみたて先進国株式(為替ヘッジあり)	0.220%	<table border="1"> <thead> <tr> <th>カテゴリ</th> <th>銘柄名</th> <th>信託報酬(税込)*1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">海外株式</td> <td>つみたて全世界株式</td> <td>0.220%</td> </tr> <tr> <td>つみたて新興国株式</td> <td>0.3740%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">バランス型</td> <td>つみたて4資産均等バランス</td> <td>0.2420%</td> </tr> <tr> <td>つみたて8資産均等バランス</td> <td>0.2420%</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1 ご参考: 国内における投資信託純資産総額上位10銘柄の信託報酬平均値は税込1.0852%(2023年12月末現在)</p> <p>*2 「つみたてシリーズ」はつなげるとうしん(生前贈与型)をお申込みいただく場合のほか、とうしんつみたてによる購入等も可能です。</p>	カテゴリ	銘柄名	信託報酬(税込)*1	海外株式	つみたて全世界株式	0.220%	つみたて新興国株式	0.3740%	バランス型	つみたて4資産均等バランス	0.2420%	つみたて8資産均等バランス	0.2420%
カテゴリ	銘柄名	信託報酬(税込)*1																												
国内株式	つみたて日本株式(日経平均)	0.1980%																												
	つみたて日本株式(TOPIX)	0.1980%																												
海外株式	つみたて米国株式(S&P500)	0.220%																												
	つみたて先進国株式	0.220%																												
	つみたて先進国株式(為替ヘッジあり)	0.220%																												
カテゴリ	銘柄名	信託報酬(税込)*1																												
海外株式	つみたて全世界株式	0.220%																												
	つみたて新興国株式	0.3740%																												
バランス型	つみたて4資産均等バランス	0.2420%																												
	つみたて8資産均等バランス	0.2420%																												
指定金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>●1万円以上1,000円単位(NISAつみたて投資枠をインターネットバンキングをご利用の場合は、1,000円以上1,000円単位)</li> <li>●上記①における振替金額以上の指定金額(複数銘柄の引落しを行う場合は合計額)としていただく必要があります。</li> <li>●引落指定口座の残高が不足している場合、投資信託の購入手続きは行いません(複数銘柄の引落しを同日に行う場合は、すべての銘柄について引落とし並びに投資信託の購入手続きを行いません)。</li> </ul>																													
引落指定日	<ul style="list-style-type: none"> <li>●上記①における振替日の翌日が引落指定日となります。</li> <li>●上記①における振替日が28日~31日の場合、とうしんつみたての引落指定日は1日となります。</li> <li>●引落指定日が当社の休業日に当たる場合は、翌営業日に引落します。</li> <li>●引落指定日をご指定の銘柄の取得申込の受付を行わない日である場合は、当該日以降で当該銘柄の取得申込の受付が可能になる営業日を引落日とします。</li> </ul>																													
その他	●本サービスと同時にNISA口座開設を希望される場合、NISA口座開設後の引落開始となります。																													



大切なご資産を運用しながら、万一の時はそのまま次世代へつなげることができます。



本コースのメリット

名義変更による  
長期運用が可能

ご相続時に投資信託を  
解約する必要がなく、  
運用を継続できます

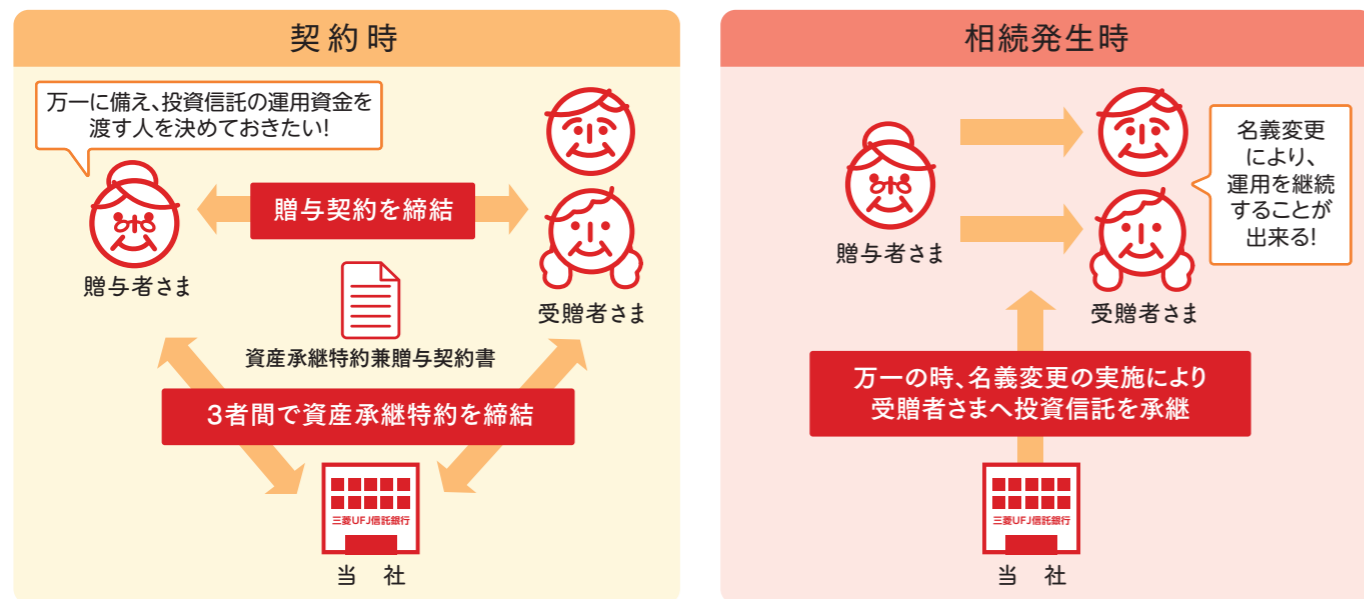
承継手続きが  
スムーズ

煩雑な相続手続きは  
必要ありません

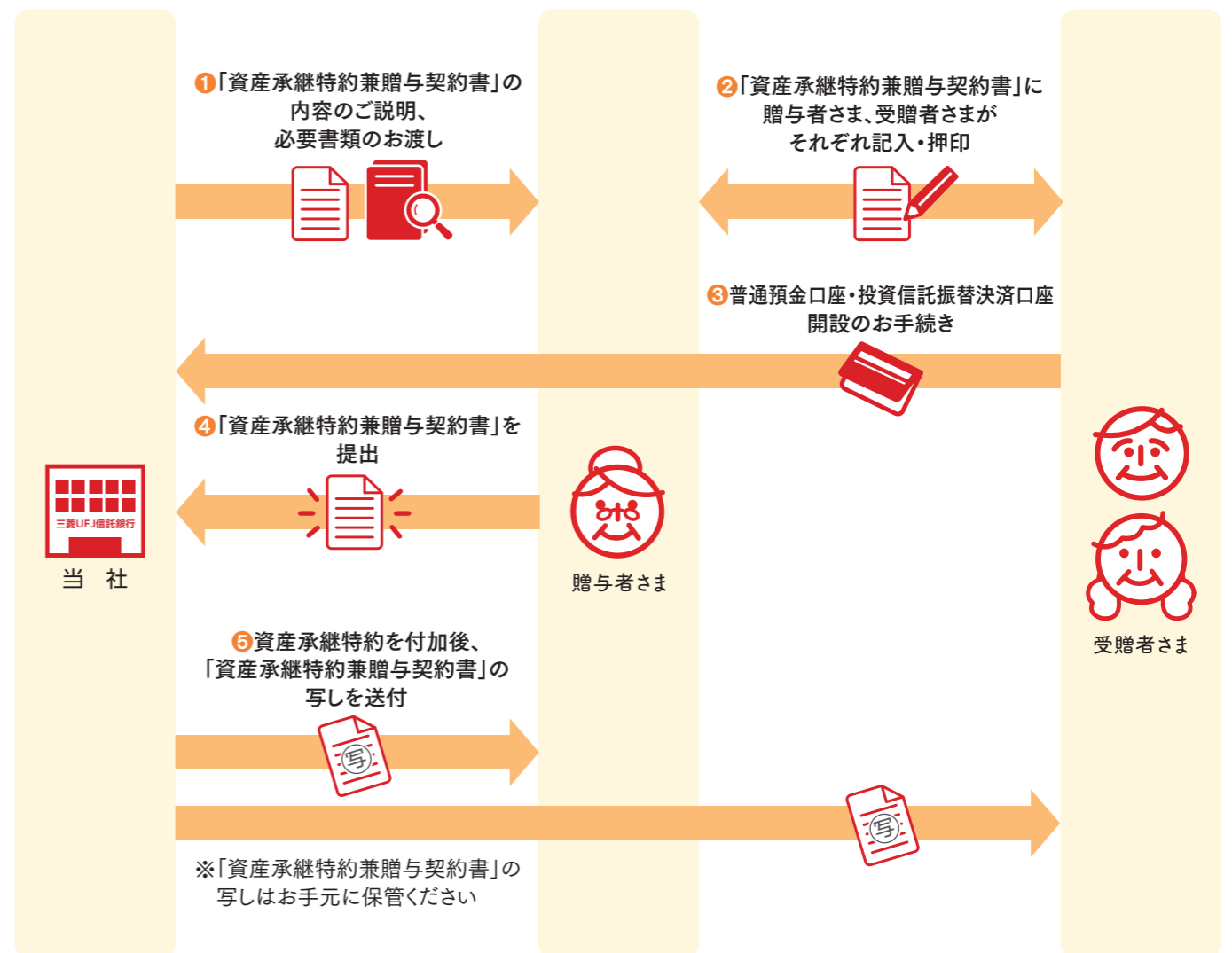
承継者を  
予め決めることが可能

贈与者さまのお考えを反映した  
資産承継が可能です

仕組み図



資産承継特約ご契約までの流れ



●本特約の効力は、当社所定の確認を経て、資産承継特約の付加日を当社が記入した時に生じます。

管理手数料

◎無料 ご契約時やご契約後の管理手数料は無料です。

通常の承継手続きと本サービスの承継手続きの比較

通常の承継手続き

- 相続人全員の印鑑が必要 (手続きが煩雑)
- 相続人全員で分け方を決める必要がある (時間がかかる)



本サービスの承継手続き

- 受贈者さまによる手続きのみで完結!
- 予め承継先を決めておくことでスピーディな手続きが可能!



コラム



投資信託に関する税金の納付には特定口座が便利です

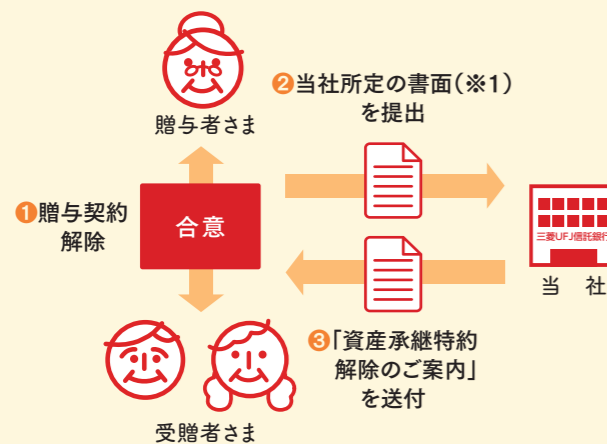
特定口座とは上場株式等の譲渡益に対する所得税、住民税の納税を簡易な納税申告手続きで完了することができる制度のことです。特定口座には源泉徴収ありと源泉徴収なしの2種類あり、源泉徴収ありを選択した場合には、金融機関が所得税・住民税を源泉徴収し、代行して納付するため原則確定申告が不要となります。源泉徴収なしを選択した場合は当社が作成した「年間取引

報告書」を利用することで簡易な確定申告で納税が可能です。一般口座の場合、お客さまご自身で年間の譲渡損益を計算して確定申告を行う必要があります。特定口座源泉徴収ありの口座であれば、煩雑な確定申告のお手続きやご負担(譲渡損益の計算等)を軽減できるのでおすすめです。



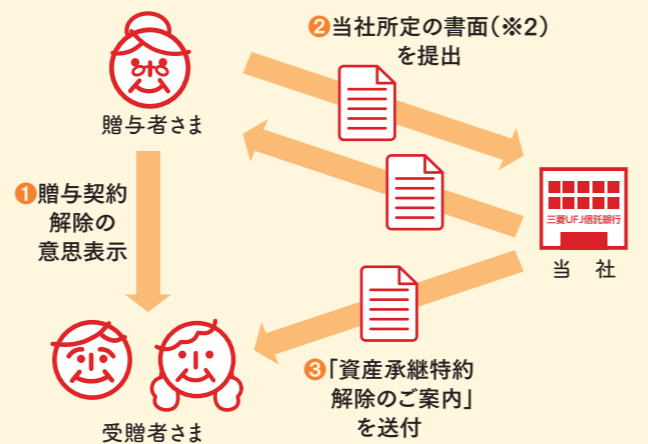
## 贈与契約および資産承継特約の解除パターン

### 1 贈与者さまと受贈者さまの合意による場合



(※1) 資産承継特約解除依頼書兼贈与契約解除合意書(贈与者さま、受贈者さまが記入・押印)  
 (※2) 資産承継特約解除依頼書(単独)

### 2 贈与者さまから受贈者さまへの意思表示による場合



### 3 上記以外のパターン

- 贈与者さまが贈与契約の対象としている投資信託振替決済口座を解約された場合  
当社から「資産承継特約解除のご案内」を送付いたします。
- 贈与契約の内容と抵触する遺言書(死因贈与契約を含む)を作成して贈与契約を撤回した場合  
当社宛てに「資産承継特約解除依頼書(単独)」をご提出ください。
- 贈与契約の関係者が反社会的勢力や経済制裁対象者であることが判明した場合  
当社から資産承継特約を解除することができます。

## 贈与契約および資産承継特約の変更、諸変更について

### 1 贈与契約および資産承継特約の変更

変更内容		お手続き方法
受贈者さまの変更	配分割合の変更	既存の贈与契約を解除し、「資産承継特約解除の依頼書」を当社にご提出ください。そのうえで、変更後の内容をご記入いただいた新たな「資産承継特約兼贈与契約書」をご提出いただきます。
	受贈者さまにご相続が発生した場合 上記以外	

なお、受贈者さまにご相続が発生した場合において、受贈者さまの変更をせずに、贈与者さまにご相続が発生した場合は、お亡くなりになられた受贈者さまの受け取り割合に相当する部分は資産承継特約の対象にはなりませんので、速やかな受贈者さまの変更をお願いいたします。

### 2 上記以外の諸変更

以下の場合も当社へ速やかにご連絡ください。

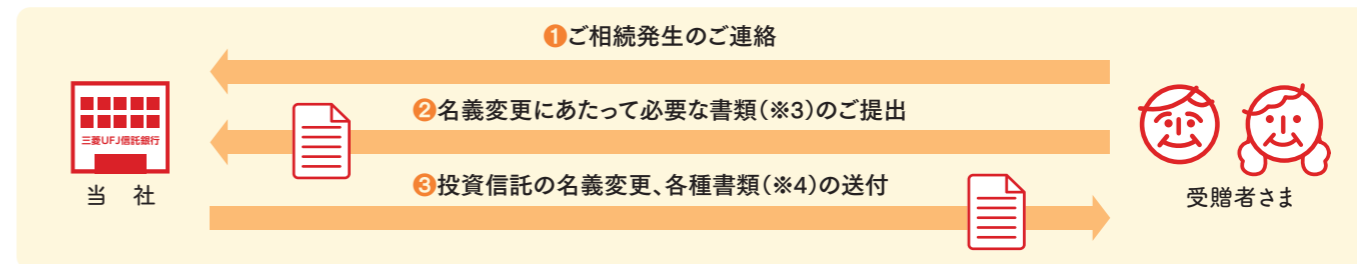
- 氏名・住所変更
- ご相続が発生した場合
- 後見等に関する届出(開始、変更、取消)

**コラム 遺留分について**

相続人が当然取得できるものとして、民法が保障している最低限度の相続分を「遺留分」といいます。贈与・遺言でこの遺留分を侵害してもその贈与・遺言は無効とはなりません。侵害された相続人は侵害した他の相続人などに対し、その侵害額相当の金銭の請求をすることができます。贈与契約に際しては、この遺留分を侵さないよう配慮したいものです。

## ご相続発生時のお手続きについて

贈与者さまにご相続が発生した際、ご相続発生時点で贈与者さまの投資信託振替決済口座に存在する投資信託を、名義変更により受贈者さまの投資信託振替決済口座へ振替いたします。



### ● 贈与者さまにご相続が発生した場合、受贈者さまから当社へご連絡ください。

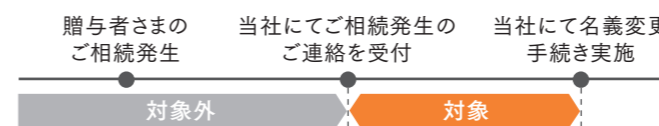
必要書類をご提出いただいた後、「資産承継特約兼贈与契約書」に基づき、受贈者さまの投資信託振替決済口座に承継対象の投資信託を振替いたします。なお、振替後の口座区分(特定口座・一般口座)は、受贈者さまが予め開設されている投資信託振替決済口座と同じ口座区分とします。

(※3) 名義変更にあたって必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 贈与者さまの死亡を確認できる書類(医師の死亡診断書または除籍謄本等)</li> <li>● 受贈者さまの本人確認書類の写し(運転免許証等) なお、受贈者さま等の氏名・住所・生年月日を確認させていただく際に、各種健康保険証等の顔写真がない本人確認書類をご提示いただいた場合、他の本人確認書類や公共料金の領収書のご提示等、追加のご対応をお願いさせていただきます。</li> <li>● ご承継等にあたってのお伺いシート 投資のご経験や投資に関する基本的な方針(お考え)等をご記入いただきます(または、お電話で各項目をお伺いします(この場合、ご記入は不要です))。</li> </ul>
(※4) 各種書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 投資信託の名義変更が完了した後、受贈者さまに「承継手続き完了報告書」を送付いたします。なお、投資信託の名義変更は、すべての受贈者さまより上記「名義変更にあたって必要な書類」をご提出いただいた後に行います。</li> </ul>

## 贈与契約の対象財産と配分の考え方

### 贈与契約書に記載の受取割合で配分する財産

- 贈与者さまのご相続発生時に対象の投資信託振替決済口座にて管理する投資信託(定期定額購入取引の場合、相続発生後の購入を含む)。なお、贈与者さまの相続発生までに約定日(右図)が到来している投資信託を対象財産とし、投資一任契約に基づく投資信託を除きます。
- 投資信託に関する分配金のうち、再投資したもの(ご相続発生後の再投資を含みます。)
- 当社が贈与者さまのご相続発生のご連絡を受付けた後に支払われた上記①の投資信託に関する分配金などの金銭債権



### 受贈者さまの一人(※6)に配分する財産

- (※6) 「資産承継特約兼贈与契約書」の【受贈者さま】欄の筆頭枠に記載された受贈者さま
- 上記①②の合計口数に贈与割合を乗じて取引単位口数未満の端数が生じた場合、その端数の合計口数
  - 上記③の金銭債権に贈与割合を乗じて1円未満の端数が生じた場合、その端数の合計金額

日付	定義
申込日	投資信託の売買注文を出した日
約定日	投資信託の売買が成立した日(※5)
受渡日	売買代金のやり取りを行う日

(※5) 基本的に投資対象が国内の場合は申込日と約定日が同じ日となり、投資対象が海外の場合は、原則として申込日の翌営業日以降が約定日となります。

### 名義変更後の受贈者さまの分配金の受取方法

- 承継対象の投資信託と同一の投資信託を受贈者さまが保有している場合  
受贈者さまが選択している分配金受取方法を継続します。
- 承継対象の投資信託と同一の投資信託を受贈者さまが保有していない場合  
分配金受取方法は再投資となります。

## 商品概要

サービス名	つなげるとうしん(資産承継型)	
お申込み いただける方	贈与者 さま	● 国内に居住している成年の個人の方。 ただし、成年後見人(任意後見人、保佐人、補助人を含みます。)が選任されている場合、お申込みはできません。
	受贈者 さま	● 贈与者さまの推定相続人で、国内に居住している個人の方(年齢は問いません)。原則4名以内とします。 成年後見人(任意後見人、保佐人、補助人を含みます。)が選任されている場合もお申込み可能です。
本サービスの 仕組み	①贈与者さまと受贈者さまの間で、贈与者さまにご相続が発生した時に効力を生ずる贈与契約を締結いただきます。 ②この贈与契約を前提に、贈与者さまにご相続が発生した時に、名義変更により対象の投資信託を受贈者さまの投資信託振替決済口座に振り替える手続き等を定める特約(*)を、贈与者さま・受贈者さま・当社の3者間で締結いたします。 ③贈与契約および資産承継特約の締結は、当社所定の「つなげるとうしん(資産承継型)資産承継特約 兼贈与契約書」(以下、「資産承継特約兼贈与契約書」といいます。)を使用いたします。 (*)特約の概要は後述の「特約の対象となる契約」「特約の対象となる財産」「特約の効力発生時期・失効事由」をご参照ください。	
本サービスの 利用料	● 本サービスのご利用にあたり、利用開始時・利用中・利用終了時いずれの時点でも手数料は発生いたしません。	
特約の対象 となる契約	● 「資産承継特約兼贈与契約書」において対象となっている投資信託振替決済口座にかかる契約 ● 「資産承継特約兼贈与契約書」の締結に伴い、当社が提供する投資信託の売買金額等が制限されることはありません。購入・解約条件は投資信託説明書(交付目論見書)、約款等に従います。 ● 対象口座内の特定商品のみへの資産承継特約付加はできません。	
特約の対象 となる財産	● 以下①から③に記載の財産を特約の対象とします。 ①贈与者さまのご相続発生時に対象の投資信託振替決済口座にて管理するすべての投資信託(定期定額購入取引の場合、相続発生後の購入を含む)。なお、贈与者さまの相続発生までに約定日が到来している投資信託を対象財産とし、投資一任契約に基づく投資信託を除きます。 ②投資信託に関する分配金のうち、再投資したもの(ご相続発生後の再投資を含みます。) ③当社が贈与者さまのご相続発生のご連絡を受けた後に支払われた上記①の投資信託に関する分配金などの金銭債権(贈与者さまのご相続発生後、当社がご相続発生のご連絡を受けたまでに支払われた分配金などの金銭債権は本件特約の対象外とします。)	
特約の効力発生時期 失効事由	〈効力発生時期〉 ● 贈与者さまから、贈与者さまおよび受贈者さまが署名・押印した「資産承継特約兼贈与契約書」を当社にご提出いただいた後、当社の確認を経て、当社が「資産承継特約兼贈与契約書」に付加日を記入することによって、本特約は付加されます。 〈失効事由〉 ● 贈与者さまが対象口座を解約された場合、資産承継特約は終了します。 ● 贈与者さまおよび受贈者さまから「資産承継特約解除依頼書 兼 贈与契約解除合意書」のご提出があった場合、または贈与者さまから「資産承継特約解除依頼書(単独)」のご提出があった場合、当社が当該書面を確認した時に、本特約は解除されます。 ● 本贈与契約の関係者が反社会的勢力等であることが判明した場合、当社は本特約を解除することができます。	
「資産承継特約 兼贈与契約書」 の保管	● 「資産承継特約兼贈与契約書」の原本は当社が保管します。贈与者さま・受贈者さまへは写しを交付しますので、大切に保管してください。	
遺言信託 [遺心伝心](*)を ご契約の方	● お預かりしている公正証書遺言に記載の金融資産(当社預かりの投資信託部分)に関する配分方法と資産承継特約の配分方法が異なる場合にはお申込みできません。 (*)詳しくは、遺言信託[遺心伝心]のパフレットをご確認ください。	

※本概要以外にも、別途お渡しする「資産承継特約兼贈与契約書」の記載事項をご確認のうえ、お申込みください。

## 当資料のご留意事項

- 当資料は三菱UFJ信託銀行が作成した情報提供資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
- 当資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 当資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。

## 「投資信託」に関するご留意事項

### 〈「投資信託」におけるリスクについて〉

「投資信託」は国内外の株式および債券等値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します(基準価額の変動要因には、価格変動リスク、信用リスク、流動性リスク、カントリーリスク、外貨建資産に投資する場合は為替変動リスク等もあります)。したがってお受取金額が投資元本を下回る場合があります。各ファンドにおけるリスクの詳細は、最新の投資信託説明書(交付目論見書)等でご確認ください。

### 〈お客さまにご負担いただく費用について〉

「投資信託」の費用の概要は以下のとおりです。費用の合計は以下を足し合わせた金額となります。これらの費用はファンド・申込金額等により異なるため、具体的な金額・計算方法を記載できません。各ファンドの費用の詳細は、最新の投資信託説明書(交付目論見書)・重要情報シート(個別商品編)投資信託等でご確認ください。

#### (1)購入時に直接ご負担いただく費用

- 購入時手数料や信託財産留保額がかかる場合があります。

#### (2)「投資信託」の保有期間中に間接的にご負担いただく費用(ファンドが負担する費用)

- 運用管理費用(信託報酬)が日々信託財産から差し引かれます。
- 実績報酬がかかる場合があります。
- その他、監査報酬・有価証券売買時の売買委託手数料・組入資産の保管費用等の諸費用等が差し引かれます。

#### (3)換金時に直接ご負担いただく費用

- 信託財産留保額がかかる場合があります。

### 〈「投資信託」に関するその他の重要な事項について〉

- 「投資信託」は預金と異なり、元本の保証はありません。
- 「投資信託」の運用により信託財産に生じた損益は、すべて投資家のみなさまに帰属します。
- 「投資信託」は預金保険制度の対象ではありません。また、当社が取り扱う「投資信託」は、投資者保護基金の対象ではありません。
- 「投資信託」は書面による契約の解除(クーリング・オフ)の適用はありません。
- 「投資信託」は当社がお申込みの取り扱いを行い、投資信託委託会社が設定・運用を行います。
- ファンドにより、一定期間は換金手数料のかかるもの、信託期間中に中途換金ができないもの、特定日にしか換金ができないものがあります。
- 「投資信託」の購入にあたっては、最新の投資信託説明書(交付目論見書)および補完書面等により必ず商品内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- 投資信託説明書(交付目論見書)および補完書面等のご請求等は、当社の窓口までお問い合わせください。当社ホームページでもご覧いただけます。

### 【本資料で使用している指数について】

P3:日経平均株価(日経225)

日経平均株価(日経225)とは、東京証券取引所プライム市場上場銘柄のうち代表的な225銘柄を対象として日本経済新聞社により算出、公表される株価指数です。同指数に関する著作権、知的所有権その他一切の権利は日本経済新聞社に帰属します。日本経済新聞社は本商品を保証するものではなく、本商品について一切の責任を負いません。

当社が契約している指定紛争解決機関:一般社団法人信託協会  
連絡先:信託相談所  
電話番号:0120-817-335 または 03-6206-3988

